

平成26年度 第2回教育課程編成委員会議事録

会議名：平成26年度第2回教育課程編成委員会

期 日：平成26年11月27日（木） 9：15 ～ 10：30

場 所：専門学校 新国際福祉カレッジ

出席者：松下 やえ子委員（千葉県介護福祉士会・城西国際大学）、岩出 義隆委員

中村 道子委員、大竹 頼之委員

欠席者：小林 広樹委員

議 題

I 協議事項

1. 授業公開、公開授業の実施について

① 説明（大竹）

県教育委員会は松戸向陽高校の学科を中心に、地区に1校、福祉コースを設置する方針である。こういった学校の教員を対象に、公開授業を行ってみてはどうだろうか？教員の質の向上を考えてのもので、施設の方に授業を見てもらうのもいいかもしれない。

② 委員の意見

- ・城西国際大学では、出前授業のお知らせを高校に案内している。いくつかの高校から要望もあった。すべての高校でなく、福祉コースの設置されている高校に働きかけることはいいかも？
- ・三重県では全養成校が介護過程の授業の展開方法について県の統一版を作ったと聞いている。そういう取り組みをしているところもある。公開授業を実施している養成校があるとは聞いていないが、質を高めるには、公開授業は有効であろう。福祉現場と教育現場が協調しながら互いに高めあっていくにははっきりとした準備が必要である。教育機関としては、あくまでも基本、考え方をきちんと身につけさせようということであるから、現場の方からみると歯がゆい点もあるのではないか。
- ・ある養成校では、現場あがりのベテランの先生が、「現場はこんなに細かいことはいいんだよ」といった指導をするケースもあるそうだが、学校は基本を教えるところだから当然ギャップがある。
- ・現場の方に授業を見てもらうのなら、実習指導者に限定した方がいい。それなりの勉強をしているから、互いに高めあうには良い。
- ・介護福祉士会で年2回、指導者講習会開催している。だいたい年100名ぐらいの参加がある。声をかけてみるのもいいかもしれない。
- ・他の養成校でやっていないことをやるには、困難な点もあるが、これから検討しながら進めていきたい。

2. 2コース制・現場実践コースの現場実践の位置づけについて

①説明（大竹）

施設での現場実践を義務付けることについては、前回もご協議いただいたが、施設での現場実践を、学則で義務付けることについてはどうでしょうか？

②委員の意見

- ・現場実践をカリキュラムに位置付けていないから、アルバイトということになってしまうが、収入がある以上、カリキュラムには位置づけられない。
- ・カリキュラムには位置づけられていないが、説明会等では現場での実践と説明してきた。ただ、パンフレットにはアルバイトの文字もあるが。
- ・学則で縛ることに問題があるのでは？学則よりは細則の中で、木・金のアルバイトは、学校指定の施設で行うと規定してみてもどうか。
- ・アルバイトという文言を使わないで、実践活動という文言を使えば、カリキュラムと連動してくるのではないか？細則の方がいいのでは？

- ・OJT、企業実践・・・であれば、細則で対応できるか？
3. 平成27年度カリキュラムについて
- (1) 平成27年度カリキュラムについて (中村)
- ・別紙カリキュラム表参照
 - ・医療的ケアについて。
- ②委員の意見
- ・千葉県協議会で協議中と聞いているが、養成校が指定事業所として認められるかが今後の争点になってくるのではないかと。必要性がある、やらなければならないなら、それなりに整えていかなければならない。
 - ・不確定な状況で、確実なところが見えてくるのは年度末ではないか。いつもぎりぎりのところで通達が出てくる。
 - ・届け出たカリキュラムから外したという話は千葉県内では聞いていない。
 - ・全国大会では、①医療的ケアに対する介護福祉教育の在り方について、②医療的ケア教育の方向性について、③実践的な医療的ケア教育を目指してという3点について論議されたそうである。実地研修まで実施する学校は少なく、50時間の講義と基本研修までを実施する学校が多く、まったくやらない学校はほとんどないとのこと。講義欠席の補講は、学校の規定で対処可。評価についても9割でなく、学校の規定で対処可。これから、認定が国から県に移行するので県との話し合いが重要になる。
 - ・指定養成施設はシラバスでチェックしているから、学校の合格基準でよいという判断なのではないか。喀痰吸引の実地研修については90%以上のラインを守るといって住み分けているのではないかと。現実的な話をすると、医療的ケアを担当する方には、定年退職した人とか現場経験がずいぶん過去の方とかもいて、研修に行っただけでは心もとない面もあるとの指摘もある。不安もあるので、実地実習だけでも残しておいて、再教育の余地を残しておいた方がよいとも思う。施設は指定養成施設でなければいけない。ただ、養成施設が実地機関として特養と契約していれば、特養での間接的なやりかたもあるようだ。
 - ・医療的ケアを履修した学生と履修していない学生とで、就職の際に有利・不利といった問題が出てくるのではないかと。趣旨を考えたら、やった方がいいのだろう。
 - ・費用が嵩む。場合によっては準備に2年かかるかも？

II 報告事項

1. 職業実践専門課程 (学事課) について
 - ・新潟県の専門学校で、実習をしていなかったことが判明し、「職業実践専門課程」の認定を取り消されたことに伴う、文部科学省・県の調査に対して、関係資料を添えて報告を済ませた。
2. 学生アンケートについて
 - ・例年通り年が明けた1月から3月の間で実施する予定。授業評価にするか学校評価にするか、今後検討し、結果は来年度第1回の委員会で報告する。

III その他

- ・応募者中、実践コース希望する学生が多い。
- ・留学生の件について委員の意見
 - ・介養協の全国大会でも、海外からの学生受け入れの話があった。入管法もこれから変わるので、学ぶ意欲があれば、大学の4年間より専門学校の2年間で形が見えることはよい。一定数の留学生を受け入れるのは避けては通れないのではないかと。
 - ・外国語のできる教員の配置とか、組織としての学校の対応が必要となる。

平成26年11月27日

記載責任者 大竹 頼之